

ふるさと納税のワンストップ特例申請書の 提出期限は、寄附された翌年の1月10日必着です。

自治体名をご確認ください。他自治体宛の申請書は受付できません。

〇〇〇〇年 〇月 〇日 寒河江市長 宛		整理番号				
住所 (※2)	〒000- 0000 ⁵⁰⁵⁰ 〇〇〇〇 ^{◇◇5-6-777}	フリガナ	ヤマ ガタ タロウ			
	〇〇県 □□市 △△1- 2 ³ -101	氏名	山 形 太 朗			
電話番号	1234-56-7890	個人番号	1	2	3	4
		生年月日	明・大 昭 平	32	5	20
				20	8 ⁹	1

住所・電話番号・生年月日を訂正される場合は、二重線と訂正印でご訂正ください。

※申請書に記載されたご住所の自治体に対し、寒河江市から税額控除のための通知を行います。
申請書のご住所が住民税課税住所であることをご確認ください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である

確定申告をしない方はチェックを入れてください。
医療費控除などで確定申告をおこなう方は、ワンストップ特例制度をご利用できません。

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である

寄附をした自治体数が5自治体以内の方はチェックを入れてください。
6自治体以上の場合、申請は適用されないため確定申告が必要です。

【ワンストップ特例申請書の注意点】

1	当該寄附のワンストップ申請書が受付済の場合、再提出は不要です。 ※オンライン申請や、ダウンロードされた申請書のご提出と、寒河江市から郵送する申請書が入れ違いになることがございます。既に受付済の場合は改めてのご提出は不要です。
2	申請書の記載内容が、添付書類の内容と全て同一になっているか、ご確認の上ご記入ください。 ※番地以下をハイフンで表記した場合や、建物名を省略した場合、また、氏名表記が代替文字・ひらがな・カタカナ・アルファベットの場合であっても控除に影響はございません。
3	寄附ごとにその都度、申請書の提出が必要です。 ※ <u>同じ自治体に複数回寄附した場合であっても、寄附ごとに申請が必要です。</u> 合算での申請はできません。
4	申請書の提出後に、申請内容に変更が生じた場合は、寄附された翌年1月10日までに変更届出書をふるさと納税先の自治体にご提出ください。 ※寄附された翌年1月1日時点の住民票情報での申請が必要です。 <u>変更届出書の場合も寄附ごとにご提出が必要です。</u>

●オンライン申請・申請書のご訂正・変更届出書による、返礼品の配送先変更はお受けできません。
下記の各お問い合わせ先にご連絡ください。

【「さとふる」を通じた寄附に関する問い合わせ先】

さとふるサポートセンター
電話番号：0570-048-325 [平日 10時～17時]
E-mail：ask@satofull.co.jp
※祝祭日及び特定休業期間を除く

◎「さとふる」のマイページ内のお問い合わせフォームからもご連絡いただけます。

【問い合わせ先（「さとふる」以外の寄附）】

寒河江市ふるさと納税受付センター
電話番号：0237-85-0124 [平日 9時～17時]
E-mail：furusato@sagae-city.jp
※土日祝休日、年末年始を除く

※「さとふる」を通じた寄附に関しましては、こちらにお問い合わせいただいてもお受けできません。